

## 京都コンサートホール大規模改修工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル

### 募集要領

京都コンサートホールは、平安建都1200年記念事業の一環として、平成7年10月に開館した京都最大級のクラシック音楽専用ホールである。

本施設は、開館から約30年が経過し、施設・設備の老朽化が進行することで、大規模な改修が必要な状況となっている。今後も音楽芸術文化の力で国内外から選ばれるまちづくりに寄与するため、長寿命化計画に基づく大規模改修を機に、「京都コンサートホール魅力向上方針」（以下「魅力向上方針」という。）を策定した。本業務委託は、魅力向上方針に基づき「設計業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）のとおり、基本設計を行うものである。

本プロポーザルでは様々な課題、要求を解決しながらも、京都コンサートホールの強みを活かし、大規模改修によって「文化芸術都市・京都」を牽引する音楽の殿堂・京都コンサートホールにするべく、最適な実施体制の確保及び課題に対する技術提案が必要であるため、公募型プロポーザル方式による募集を行うものである。

#### 1 業務名称・期間・予定価格等

##### (1) 委託業務名

京都コンサートホール大規模改修工事設計業務委託  
ただし、建築及び設備工事基本設計業務委託

##### (2) 履行期間

契約の日の翌日から12か月以内

##### (3) 概算予定価格

174,600千円（ただし、消費税及び地方消費税を含まない。）

#### 2 参加資格

本公募を開始した日の前日時点で、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。また、本公募は単体企業に加え、共同企業体の参加も認める。

なお、参加資格のほかに、委託仕様書で設計担当者等の資格要件を定めているので、注意すること。

- (1) 本公募に参加しようとする者（共同企業体である場合はその代表者）は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所としての登録を行っている建築士事務所であること。
- (2) 本公募に参加しようとする者（共同企業体である場合はその代表者）は京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（京都市競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）における登録種目が建築設計

又は設備設計であるもの)に登載されている者であること。

- (3) 本公募に参加しようとする者(共同企業体である場合はその代表者及び構成員)は、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項に規定する競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 配置予定<sup>※1</sup>の管理技術者は、自社(共同企業体である場合はその代表者)の社員で、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後5年以上の建築設計の実務経験を有すること。ただし、管理技術者は、設計担当技術者を兼ねることができない。
- (5) 配置予定<sup>※1</sup>の設計担当技術者は、次のアからウに掲げる要件を満たしていること。また、設計担当技術者のうち1名以上は自社(共同企業体である場合はその代表者又は構成員)の社員であること。

※1 管理技術者、設計担当技術者は、それぞれ委託仕様書で配置を求める、管理技術者、建築担当技術者、電気担当技術者及び機械担当技術者であること。

#### **ア 建築設計担当技術者**

建築設計担当技術者は、次の(ア)又は(イ)に該当する者とする。

- (ア) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後2年以上の建築設計の実務経験<sup>※2</sup>を有する者
- (イ) 建築士法第2条第3項に規定する二級建築士の資格取得後7年以上の建築設計の実務経験<sup>※2</sup>を有する者

※2 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。一般事務等とは、建築設計との関連が少なく建築設計に関する知識及び技能の必要性が少ない業務(単なる写図、設計補助等)、建築に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

#### **イ 電気設計担当技術者**

電気設計担当技術者は、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 設備設計一級建築士で電気設備設計の実務経験<sup>※3</sup>を有する者
- (イ) 建築設備士で電気設備設計の実務経験<sup>※3</sup>を有する者
- (ウ) 1級電気工事施工管理技士資格取得後3年以上の電気設備設計の実務経験<sup>※3</sup>  
<sup>※4</sup>を有する者

※3 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務(単なる写図、設計補助等)、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

※4 上記(ウ)に記す実務経験の2分の1を上限として、「電気設計の実務経験」を「電気設備工事施工の実務経験」に読み替えることができるものとする。

#### **ウ 機械設計担当技術者**

機械設計担当技術者は、次の(ア)から(キ)のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 設備設計一級建築士で機械設備設計の実務経験<sup>※5</sup>を有する者
- (イ) 建築設備士で機械設備設計の実務経験<sup>※5</sup>を有する者
- (ウ) 1級管工事施工管理技士資格取得後3年以上の機械設備設計の実務経験<sup>※5※6</sup>を有する者
- (エ) (公社)空気調和・衛生工学会の設備士資格取得後3年以上の機械設備設計の実務経験<sup>※5※6</sup>を有する者
- (オ) 大学(機械に関する<sup>※7</sup>専門課程)卒業後5年以上の機械設備設計の実務経験<sup>※5※6</sup>を有する者
- (カ) 高等学校(機械に関する<sup>※7</sup>専門課程)卒業後8年以上の機械設備設計の実務経験<sup>※5※6</sup>を有する者
- (キ) 10年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

※5 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務(単なる写図、設計補助等)、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等を指す。

※6 上記(ウ)～(キ)に記す実務経験の2分の1を上限として、「機械設計の実務経験」を「機械設備工事の施工実務経験」に読み替えることができるものとする。

※7 「機械に関する」とは、「機械」「建築」など建築設備(機械設備)と関連のある名を冠する学科をいう。

### 3 応募の方法等

#### (1) 参加表明書の作成

「京都コンサートホール大規模改修工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル技術提案書等の作成に関する説明書」(以下「技術提案書作成に関する説明書」という。)のとおり作成すること。なお、共同企業体の場合は名称を「京都コンサートホール大規模改修工事〇〇・××設計共同企業体」とすること。(〇〇及び××には構成員の企業名の略称を入れることとし、3者以上の場合は随時追加すること。)

#### (2) 様式の入手方法

京都市情報館の都市計画局のホームページ(下記URL参照)にある新着情報『京都コンサートホール大規模改修工事設計業務委託に係る公募型プロポーザルについて』からダウンロードし、A4判の帳票として印刷のうえ使用すること。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000335168.html>

#### (3) 提出方法等

##### ア 提出方法、部数

原本：1部提出(2穴A4判タテ型片面印刷)

※ 持参、郵送又は信書便(当日消印有効)

副本：原本をPDF形式に変換し、電子メールで送信

※ 電子メール送信後、当日午後5時までに必ず着信の確認を行うこと。

提出先は巻末に記載

**イ 参加表明書には、次に掲げる資料（各1部）を添えて提出すること。**

- (ア) 建築士法第23条の3に規定する一級建築士事務所登録通知書（写し）
- (イ) 様式2に記載した管理技術者及び設計担当技術者の資格を証明し得る資料（資格者証、卒業証明書等の写し）
- (ウ) 協定書（共同企業体の場合のみ提出）

**ウ 参加表明書提出期限**

令和7年1月27日（月）午後5時まで

**(4) 参加資格の有無に関する通知**

参加資格の有無は、以下のとおり通知する。

**ア 通知予定日**

令和7年1月29日（水）の通知を予定している。

**イ 通知方法**

電子メール

**4 技術提案書について**

**(1) 技術提案書の作成**

3(1)と同じ。

**(2) 様式の入手方法**

3(2)と同じ。ただし、第8号様式③は、A3判の帳票として印刷のうえ使用すること。

**(3) 提出方法等**

**ア 提出方法等**

3(3)アと同じ。ただし、第8号様式③の原本は、2穴A3判ヨコ型片面印刷で提出すること。

**イ 技術提案書の提出期限**

**(ア) 第1号様式から第6号様式**

本公募に参加を希望する者全員が提出するものとし、提出期限は令和7年1月27日（月）午後5時まで（参加表明書と併せて提出）とする。

**(イ) 第7号様式及び第8号様式**

第一次審査（書面審査）を通過した者が提出するものとし、提出期限は令和7年3月3日（月）午後5時までとする。

なお、第一次審査結果の通知は、令和7年2月7日頃の発送を予定している。

## 5 受託候補者の選定・審査等について

### (1) 選定について

「京都市都市計画局設計業務受託候補者選定要綱」に基づく設計業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、同要綱及び「京都コンサートホール大規模改修工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）に基づく公正な審査を行って受託候補者を選定する。

なお、本公募への参加を希望する者が提出する参加表明書に基づき、参加資格を有すると認められた者（以下「参加有資格者」という。）を対象に選定を行う。

	選定方法	備考
一次審査	選定委員会において、各委員の書類審査結果を基に審議	評価項目ごとに各委員の評価点を平均し、当該平均値を合計して参加有資格者の評価点を算出。評価点の高い者から順に5者以内で第二次審査に進む対象者を選定
二次審査	選定委員会において、第二次審査対象者からのヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）内容を基に審議	第一次審査と第二次審査の総合評価点により、第1順位の優先交渉権者と、次点として第2順位及び第3順位の優先交渉権者を選定

※ 評価点が同点の者が2者以上いる場合、選定委員会が審議して決定

### (2) 審査について

選定委員会の各委員が、評価要領に基づき配点を行う。

### (3) 通知等

ア 第一次審査の結果及び受託候補者の選定結果は、各々理由を付して、当該審査を受けた者全員に、書面を郵送して通知する。

イ 第二次審査実施の順番（事務局にて厳正に抽選のうえ決定する。）を含めた詳細については、第二次審査に進む対象者に第一次審査結果の通知と併せて通知する。

### (4) その他注意事項等

第二次審査には、参加表明書に記載の管理技術者及び設計担当技術者（建築設計担当技術者、電気設計担当技術者又は機械設計担当技術者のうち1名以上）が出席するものとする。

### (5) 受託候補者との契約について

受託候補者の選定後、受託候補者と本市が委託契約の締結に向けた交渉を行ったうえで、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、次点に選定された者と本市が交渉を行う。この場合にあっては、次点2者のうち評価の高かった第2優先順位の者との交渉を優先する。

## 6 参加資格の取消等

参加有資格者が次のいずれかに該当すると認められる場合、本公募の参加資格の取消し、又は審査若しくは配点を行わないものとする。なお、参加資格を取消す場合は、3(4)に準じて通知する。

- (1) 受託候補者を選定する日時までに、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 受託候補者を選定する日時までに、参加資格を喪失したとき。
- (3) 技術提案書を期限までに提出しないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があると認められる場合。
- (5) 技術提案書に記載した管理技術者及び設計担当技術者が変更になる場合、又は当該業務に従事できなくなった場合。ただし、止むを得ない事情があるものとして選定委員会が認める場合は、この限りではない。
- (6) 技術提案書に記載された見積金額が、1(3)の概算予定価格を超えた場合。
- (7) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (8) 再委託等（主たる業務部分を再委託等する場合を除く。）を予定している協力事務所（応募者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所）、又は共同企業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の応募者（他の応募者が共同企業体である場合は、その代表者及び構成員）であると認められる場合。
- (9) 共同企業体を構成して参加する場合にあっては、次のいずれかに該当すると認められる場合。
  - ア 共同企業体の協定書が、本公募で指定する様式に基づかない場合。
  - イ 構成員において決定された代表者が、共同企業体の協定書において明らかでない場合。
  - ウ 代表者が、全体の意思決定、管理運営等に責任を持って遂行していないと認められる場合。

## 7 不服申し立て

「参加資格の有無に関する通知」「第一次審査結果の通知」「受託候補者選定結果の通知」に関する不服申し立ては以下のとおりとする。

- (1) 通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、当該通知に関する詳細な説明を書面により求めることができる。
- (2) 前項の書面は、京都市長宛てにA4判で作成するものとし、説明を求める者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、当該通知に対して詳細な説明を求める旨を記載し、巻末に記載の問合せ先まで持参、郵送又は信書便（必着）にて提出すること。
- (3) 詳細な説明を求められた場合には、書面を受領した日の翌日から起算して5日以内

(閉庁日を除く。)に、説明を求めた者に対し、回答を書面にて発送する。

## 8 選定結果の公表等

### (1) 選定結果の公表

受託候補者を選定後、受託候補者を選定した日、第二次審査を受けた者の名、受託候補者名、選定の理由及び評価点等を公表する。ただし、評価点については、第二次審査を受けた者の名等を伏せて公表する。

### (2) 技術提案書の提供

提出された技術提案書のうち、受託候補者の技術提案書については、選定結果公表後の一定の期間、希望する者に対し公開する。公開方法は、希望する者を電子メールで受け付け、技術提案書のPDFデータを電子メールで提供する。

なお、受付の期間等については、選定結果と併せて公表する。

## 9 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類の作成に必要となる費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出期限後における不備書類の追加提出や提出書類の再提出、差し替え及び訂正は認めない。
- (4) 提出書類は、必要に応じて複製することがある。
- (5) 技術提案書の提出後、本市の判断により補足資料等の提出を求められることがある。
- (6) 提出書類は、その写しを含め、本市において本公募以外には使用しない。
- (7) 提出書類は、京都市情報公開条例第6条第1項に規定する請求書が提出された場合には、個人情報等の非公開情報を除いて請求者に公開することがある。

## 10 実施設計業務の随意契約

- (1) 本公募により受託候補者となり随意契約を締結した業務（以下「本業務」という。）を完了した場合は、後に発注を予定している「京都コンサートホール大規模改修工事設計業務委託 ただし、建築及び設備工事实施設計業務委託」（以下「実施設計業務委託」という。）について随意契約協議を行う予定である。
- (2) 本業務完了時の、京都市都市計画局建築設計等委託業務成績評定要領による成績評定の結果が65点未満の場合は、実施設計業務委託に係る随意契約協議は行わない。
- (3) 実施設計業務委託の予算に係る議会の議決承認を得られなかった場合は、実施設計業務委託に係る随意契約協議は行わない。
- (4) 実施設計業務委託の履行期間は、令和8年8月から令和9年7月を予定している。

## 1 1 その他

- (1) 委託契約は、本市行財政局管財契約部契約課が作成する業務委託契約書（建築設計業務用）により締結する。業務委託契約書は、本市行財政局管財契約部契約課のホームページに掲載している。  
(URL：<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)
- (2) 委託仕様書は、契約交渉の段階で若干の修正を行う場合がある。
- (3) 契約後において、提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は契約を取り消すことがある。
- (4) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 1 2 スケジュール

公募開始	令和6年12月 9日（月）
問合せの提出期限	令和6年12月25日（水）午後5時まで
参加表明書、技術提案書（第1号様式から第6号様式まで）の提出期限	令和7年 1月27日（月）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和7年 1月29日（水）発送【予定】
第一次審査（書面審査）	令和7年 2月 3日（月） 【予定】
第一次審査結果の通知（技術提案の要請）	令和7年 2月 7日（金）発送【予定】
技術提案書（第7号様式及び第8号様式）の提出期限	令和7年 3月 3日（月）午後5時まで
第二次審査（ヒアリング審査）	令和7年 3月14日（金） 【予定】
受託候補者選定結果の通知	令和7年 3月21日（金）発送【予定】

## 1 3 本公募に関する問合せ・書類提出先

京都市都市計画局都市企画部都市総務課技術担当（担当：小谷、加納）  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8 番地（分庁舎2階）  
電話 075-222-3641 F A X 075-222-3689  
mail toshisomu@city.kyoto.lg.jp

### (1) 問合せ期限

上記スケジュールのとおり

### (2) 問合せ方法

- ア 問合せは電子文書により行う。
- イ 上記(2)の期限までに、問合せに関する電子文書を電子メールで送信すること。  
なお、電子メールを送信した際は、必ず着信の確認を行うこと。
- ウ 問合せに関する電子書面は、京都市長宛てにA4判で作成するものとし、質問者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、応募業務名、問合せ

せの内容を記載すること。

**(3) 問合せに対する回答方法**

令和7年1月10日（金）に、4(2)のホームページに問合せ内容及び回答を掲載する。